



IGNIS

平成 28 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 イ グ ニ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 銭 銀
(コード番号：3689 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 山 本 彰 彦
(TEL. 03-6408-6820)

**第三者割当てによる第 8 回～第 10 回新株予約権(行使価額修正選択権付)
(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の発行に係る払込完了に関するお知らせ**

当社は、平成 28 年 5 月 17 日開催の取締役会において決議致しました、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当てによる第 8 回乃至第 10 回新株予約権(以下、総称して「本新株予約権」といいます。)の発行に関して、この度、平成 28 年 6 月 2 日に、本新株予約権に係る発行価額の総額(1,423,210 円)の払込が完了したことを確認致しましたので、お知らせ致します。

本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成 28 年 5 月 17 日付けプレスリリース「第三者割当てによる第 8 回～第 10 回新株予約権(行使価額修正選択権付)の発行及び新株予約権買取契約(行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」)の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

<本新株予約権発行の概要>

(1) 割当日	平成 28 年 6 月 2 日
(2) 発行新株予約権数	6,200 個 第 8 回新株予約権 1,550 個 第 9 回新株予約権 2,170 個 第 10 回新株予約権 2,480 個
(3) 発行価額	総額 1,423,210 円(第 8 回新株予約権 1 個当たり 469 円、第 9 回新株予約権 1 個当たり 202 円、第 10 回新株予約権 1 個当たり 104 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	620,000 株(新株予約権 1 個につき 100 株) 第 8 回新株予約権 155,000 株 第 9 回新株予約権 217,000 株 第 10 回新株予約権 248,000 株 第 10 回新株予約権については、下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条件」に記載の通り行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 第 10 回新株予約権に係る下限行使価額は 10,000 円ですが、下限行使価額においても、第 10 回新株予約権に係る潜在株式数は、248,000 株です。
(5) 調達資金の額	4,314,923,210 円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 第 8 回新株予約権 3,600 円 第 9 回新株予約権 5,900 円 第 10 回新株予約権 10,000 円

	<p>第 8 回及び第 9 回新株予約権に関して、行使価額の修正は行われません。</p> <p>第 10 回新株予約権に関して、当社は平成 28 年 12 月 2 日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権を保有する者に通知(以下「行使価額修正通知」といいます。)するものとし、当該通知が行われた日(以下「通知日」といいます。)の翌取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。)に、行使価額は、通知日(通知日が取引日でない場合には直前の取引日)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含みます。)の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り下げた額に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(当初 10,000 円とし、第 10 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。)を下回ることはありません。なお、以下に該当する場合には当社はかかる取締役会決議及び通知を行うことができません。</p> <p>①金融商品取引法第 166 条第 2 項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第 4 項に従って公表されていないものが存在する場合</p> <p>②前回の行使価額修正通知を行ってから 6 ヶ月が経過していない場合</p> <p>③行使許可期間が経過していない場合</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当先	ドイツ銀行ロンドン支店

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

【ご参考】

※ 行使許可条項付・ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」

この手法は、当社が新株式の発行に際して希望する目標株価(ターゲット価格)を 3 パターン定め、これを行使価額として設定した新株予約権です(下表の通り)。これは、将来の株価上昇を見越し、3 パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行(ターゲット・イシュー)できることを期待して設定したものです。またドイツ銀行ロンドン支店の権利行使に関しては、当社の行使許可なくして行使できない仕組みになっております。行使許可条項については、一定株数及び一定期間の制約を定めており、ドイツ銀行ロンドン支店はこの行使許可の制約の中で権利行使することになります。行使許可については、当社の資金需要及び市場環境等を見極めながら判断致します。なお、当社は、行使許可を行った場合、その都度開示を行います。行使価額は原則としてターゲット価格に固定されますが、行使期間中に株価がターゲット価格を大幅に上回って上昇した場合、行使価額の修正により新株予約権の行使による資金調達額の増加が見込めることを想定し、当社は、第 10 回新株予約権に関して、行使価額の上方修正に関する選択権を保有しております。ターゲット・イシュー・プログラム「TIP」の特徴は、行使価額修正選択権が付された第 10 回新株予約権に関しても、当社の選択により行使価額が修正された後も修正後の価額で行使価額が固定されること、すなわちいわゆる Moving Strike Price(当社の株価に連動して日々行使価額が変動すること)にならないことです。また、第 8 回及び第 9 回新株予約権には修正条項が付されておらず、第 10 回新株予約権についても当社が行使価額を修正する頻度は 6 ヶ月に一度未満であることから、取引所の定める「有価証券上場規程」第 410 条第 1 項及び日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第 2 条第 2 号の定める「MSCB 等」には該当しません。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行数	1,550 個	2,170 個	2,480 個
発行価額の総額	726,950 円	438,340 円	257,920 円
発行価額	469 円	202 円	104 円
行使価額	3,600 円	5,900 円	10,000 円
「行使価額の修正」の項目	無	無	有
行使期間	2 年間	2 年間	2 年間
行使許可条項	有	有	有

以上